

岡山県外国人材等支援推進計画（骨子案）

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

人口減少による労働力不足等を背景に外国人労働者が増加している。また、日本での就労やキャリアアップ等を希望し、将来の人材として期待される留学生も近年増加傾向にある。こうした中、外国人労働者への不当な扱いや文化・言語の違い等による問題など様々な課題が存在している。

このような背景を踏まえ、これからの県の経済の維持及び発展に向けて、地域住民との共生の下に、外国人材等を積極的に受け入れ、外国人材等が安心して働き、生活し、及び活躍できる社会を実現するため、「岡山県外国人材等支援推進条例（以下「条例」という。）」を制定した。この条例より、県では、県内で就労している、又は就労しようとする外国人及び当該外国人が家族として帯同している外国人並びに県内で就労しようとする留学生（以下「外国人材等」という。）への支援を総合的かつ計画的に推進するため、「岡山県外国人材等支援推進計画（以下「計画」という。）」を策定する。

また、この計画に基づき、県政推進の羅針盤である「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」の下で、同プランの関連プログラムを補完する実効性のある施策の展開を図る。

2 計画の位置付け

条例第9条第1項の規定により策定するものである。

3 基本目標

外国人材等から魅力ある働き先として選ばれる県へ

4 計画の期間

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度の5年間

5 計画の見直し

今後の社会経済情勢の変化や国の施策の動向などに応じ、新たに盛り込むべき事項等を検討の上、適宜見直しを行うこととする。

第2章 本県の外国人を取巻く状況

1 在留外国人の状況

(1) 概要（出典：法務省「在留外国人統計」）

○県内の在留外国人数は、令和6(2024)年12月末時点で38,886人であり、前年(2023

年)の12月末に比べ2,958人増加し、過去最高となった。

○国籍別では、ベトナムが令和元(2019)年以降、中国を抜き最多となっている。そのほか、インドネシア、フィリピン、ミャンマー、ネパールなどの国が増加傾向にある。

(2) 国籍・地域別の在留外国人の推移(出典：法務省「在留外国人統計」)

○ベトナムは増加傾向が続き、令和元(2019)年以降、最多の在留者数を維持している。令和6(2024)年12月末時点で12,385人と、全体の約31.8%を占める。

○中国は令和2(2020)年以降、減少傾向。令和6(2024)年12月末時点では7,160人とベトナムに次いで2番目に多いが、全体の約18.4%に留まる。

○インドネシアは令和4(2022)年以降、増加傾向が著しい。令和6(2024)年12月末時点では3,677人。

○ヨーロッパ、北米、南米、アフリカ、オセアニア地域からの在留外国人数は、アジア諸国と比べて少ない。ブラジルは令和6(2024)年12月末時点では893人で、南米で最も多いが、令和3(2021)年以降は減少が続いている。

(3) 在留資格別の在留外国人数の推移(出典：法務省「在留外国人統計」)

○特定技能は、令和元(2019)年12月末時点の16人から令和6(2024)年12月末時点では4,644人に大幅に増加している。

○家族滞在は、令和元(2019)年12月末時点の1,127人から令和6(2024)年12月末時点では2,187人に増加している。

○技能実習は変動が大きく、社会情勢の影響を受けやすいことが伺える。令和元(2019)年12月から令和3(2021)年までは減少しているが、それ以降は増加に転じている。令和6(2024)年12月末時点では10,350人で、前年(2023年)の12月末から709人増加している。

(4) 市町村別の在留外国人数(出典：岡山県「毎月流動人口統計調査」)

○人数では、岡山市が16,997人で最も多く、倉敷市が8,656人、総社市が2,003人、津山市が1,371人と続く。(令和6(2024)年12月末時点)

○人口における在留外国人の割合では、高梁市が3.74%(人口25,573人のうち在留外国人は957人)で最も高く、矢掛町が3.26%(人口12,535人のうち409人)、

吉備中央町が 3.08%（人口 10,101 人のうち 311 人）、総社市が 2.90%（人口 69,118 人のうち 2,003 人）と続く。（令和 6（2024）年 12 月末時点）

（５）外国人雇用状況（出典：岡山労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ）

○県内の外国人労働者数と外国人雇用事業所数について、過去 10 年間で労働者は約 3 倍、事業所は約 2.4 倍に増加している。令和 6（2024）年 10 月時点で、外国人労働者 26,676 人、事業所 3,649 社といずれも過去最高を更新している。

○産業別では、製造業が最も多く 11,236 人で、全体の 42%を占めている。卸売・小売業（3,782 人／14%）、建設業（2,425 人／9%）、サービス業（2,300 人／9%）と続く。事業所数でも製造業が最も多く 978 社で、全体の 27%を占めている。建設業（669 社／18%）、卸売・小売業（556 人／15%）、宿泊・飲食サービス業（379 社／11%）と続く。

（６）県内大学等の外国人留学生の推移（出典：岡山県留学生交流推進協議会による調査結果）

○大学、短大、高等専門学校に在籍する留学生は、過去 10 年間、増加傾向であり、令和 6（2024）年度は 2,342 人となっている。

2 外国人材等を取巻く社会情勢

○令和 6（2024）年 3 月 29 日、特定技能制度の対象分野に「自動車運送業」「鉄道」「林業」「木材産業」の 4 分野が新たに追加され、計 16 分野に対象が拡大した。また、同年 6 月 14 日、現行の技能実習に代わる新しい在留資格「育成就労」の創設などを柱とした「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。こうしたことから、今後は人材確保が困難な状況にある産業分野における外国人材の活用が期待されるほか、外国人労働者数の更なる増加や転職等による国内移動が活発化することが予想される。

○多くの先進国では少子化、高齢化が進行しており、国内の労働力が減少している。これにより、企業や政府は海外から優秀な人材を引き入れる必要性が高まっている。ビジネスのグローバル化が進むにつれて多様な文化背景を持った人材が必要となっており、特にダイバーシティ（多様性）が組織の強みとして認識されるようになったことで、異なるバックグラウンドを持つ人材を採用することが求められている。アジア諸国が経済的に成長し、産業構造が変化していることで、それらの国々も優秀な人材を自国に呼び戻す動きがある。これにより、人材獲得競争がさらに激しくなることが予想される。

○令和元（2019）年 6 月 28 日に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、その

中で、地方公共団体は日本語教育の推進に関し、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有するとされた。また、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日には「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が施行され、国による日本語教育機関の認定や、認定日本語教育機関における日本語教員資格が創設されるなど、国と地方公共団体や関係機関が連携し、日本語教育の推進に取り組む体制整備が進められている。

○外国人に対する人権侵害や治安上の問題等が発生しないよう、関係機関が連携して適切に対応することが求められている。また、外国人による刑法犯の検挙人員は、平成 17 (2005) 年の 14,786 人をピークに減少傾向にあったが、令和 5 (2023) 年は前年より増加し、9,726 人であった。こうした中、政府は、令和 7 (2025) 年 7 月に「外国人との秩序ある共生社会推進室」を発足させ、日本における外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、省庁の枠を超えて連携し、在留外国人による犯罪や問題への対応強化に取り組むとしている。

3 外国人材等の受入れにあたっての課題

○言葉の壁：日常生活において、行政サービスや医療機関での多言語対応は十分とは言えず、外国人材等にとって必要な情報へのアクセスが制限されている場合がある。加えて、特に地方では通訳や翻訳のサポートが不足している。企業等においては、業務の効率性や安全性の低下につながる。製造業や農業など、現場での意思疎通が重要な業種では、より深刻な問題となる。また、外国人労働者からの相談や報告が適切に行われないことで、問題の早期発見や解決が遅れる可能性もある。

○文化・習慣の違いによる摩擦：言語、文化、宗教等の相違や、日本の雇用慣行等に関する知識の不足などにより、トラブルが生じやすく、外国人材等と地域住民や日本人従業員との間で誤解や摩擦が生じ、差別や職場でのハラスメントにつながる可能性がある。相互理解を深めるための交流機会や、異文化理解教育の普及が重要である。

○行政手続の複雑さ：在留資格の取得や更新、社会保険への加入など、行政手続は複雑で、外国人にとって理解しづらい。企業側にも手続に不慣れな場合が多く、手続の遅延やミスが発生する可能性がある。

○生活支援の不足：住居の確保、生活に必要な情報の提供、子どもの教育、医療アクセスなど、外国人材等が日本で安定した生活を送るための支援体制が十分に整っていない。地方自治体による支援策は存在するものの、周知不足や、利用手続が煩雑なケースも見られる。

○地方から大都市圏への流出：地方から大都市圏に流出すること等により大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないよう、地域経済の活性化に資する取組が重要である。

第3章 計画の内容

計画体系図

基本目標：外国人材等から魅力ある働き先として選ばれる県へ

I：外国人材の活躍

- 1 外国人材の受入促進
 - (1) 外国人材の受入事業者への支援
 - (2) 留学生の就職支援
 - (3) 送り出し国・送り出し機関との連携強化
- 2 外国人材の定着支援
 - (1) 就業環境の整備
 - (2) 人材への支援・育成
 - (3) 相談体制の整備

II：外国人との共生

- 1 コミュニケーションの支援
 - (1) 日本語教育環境の整備
 - (2) 相談体制の充実
 - (3) 多言語での情報提供
- 2 安心・安全な生活環境の整備
 - (1) 医療・福祉
 - (2) 防災
 - (3) 防犯・交通安全
 - (4) 教育
- 3 地域社会への参加の促進
 - (1) 地域住民の意識醸成
 - (2) 地域住民との交流促進

III：市町村・関係機関等との連携